

平成24年8月30日

厚生労働委員会
議員の皆様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎洋子

「保護者制度」の撤廃と制度の改正にご理解をお願いします

現在「保護者制度」「入院制度」の法律改正に向けて作業が行われています。「保護者制度」は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）に規定されているものです。

その法律の20条に精神障がい者に保護者をつける旨の規定があります。知的障がい者など他の障がい者には全くない規定であり、精神障がい者のすべての人が、保護者をつけなければいろいろなことを判断することができないとする、偏見と旧式な保護の考えに基づいた規定です。

この「保護者制度」は、遡ること明治33年の「精神病者監護法」の「監護義務者」から始まるものです。「監護義務者」は許可を得て精神病者を座敷牢に入れることができました。その後座敷牢は禁止されましたが、保護者の監督義務の流れは現在まで続き、それが現在の「保護者制度」です。「保護者制度」は精神障がい者の人権を守るのではなく、精神障がい者を監視することに主眼を置いた制度です。また精神障がい者の治療や生活を家族にすべて責任を負わせるこの制度によって、家族は訴訟を起こされることなどを恐れ、長く病院に入院させたいと思う原因にもなりました。また、知識のない家族にすべてを背負うことなどできるわけもなく、家族の疲弊、一家の崩壊さえ招きました。医療保護入院の家族同意も、本人と家族の関係を悪くし、家族が退院を不安に思う状況にすることにつながりました。

現在、地域にはいろいろな精神障がい者に対するサービスが用意されるようになりました。サービスを利用しながら、地域で自立して生活する精神障がい者も増えてきました。家族は高齢になり、支える力も弱まりました。これからは家族も含めて社会全体で支える制度にしてほしいと切に願います。家族も義務ではなく、自然な家族の気持として支えたいと思います。